

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

11 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク運用保守業務委託 長期継続	情報処理－ 情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥340,032,000	令和5年11月16日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	G4	○
2	令和5年度 柴島浄水場外2か所計測設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転－ 施設保守 点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥2,365,000	令和5年11月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク運用保守業務委託
長期継続

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、当局の情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）の運用保守業務を行うものです。

現在、上記業者と契約中である「情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク再構築・運用保守業務委託」の契約期限が令和 6 年 1 月 31 日ですが、令和 2 年度発注の「統合基盤最適化に関する支援業務委託」が入札不調となり、次期統合基盤等の構築スケジュールが 2 年間遅れることとなったため、現統合基盤等を次期統合基盤構築までの間、運用保守を継続する事になりました。

現在の統合基盤等は上記業者がシステム構築を行ったもので、その内容は独自の技術が結集されたものとなっており、システムを安定して稼働させるための運用保守を堅実に遂行するためには、統合基盤等システム構成及び設定状況等を熟知した専門知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは N E C フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第 1 1 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部デジタル推進課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 1 1）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外2か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場、城東配水場及び住吉配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、富士電機株式会社及び富士電機システムズ株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業はメタウォーター株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、メタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）